

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を改正する省令 新旧対照条文

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第十四条の二 環境大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が前条の基準に適合するに至ったと認めるときは、当該指定廃棄物に係る一時保管者（法第十七条第二項（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者を含む。）及び処理責任者（この項又は次項の規定により指定の取消しを受けた廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第六条の二第一項の規定の規定により収集、運搬及び処分（再生することを含む。）しなければならないとされる市町村又は第十一条第一項の規定により処理しなければならないとされる事業者をいい、当該指定廃棄物に係る一時保管者を除く。以下この条において同じ。）に協議した上で、当該指定廃棄物の指定を取り消すことができ</p>	<p>（新規）</p>

る。

一 法第十六条第一項の報告に基づき法第十七条第一項の規定による指定を受けた廃棄物 第五条に規定する方法

二 法第十八条第一項の申請に基づき法第十七条第一項の規定による指定を受けた廃棄物 第二十条に規定する方法

2| 一時保管者は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により当該一時保管者が保管する指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が前条の基準に適合すると思料するときは、前項の規定にかかわらず、次項で定めるところにより、環境大臣に対し、当該指定廃棄物の指定の取消しを申し出ることができる。この場合において、環境大臣は、申出に係る調査が前項各号に定める方法により行われたものであり、かつ、当該指定廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が前条の基準に適合するに至ったと認めるときは、当該指定廃棄物に係る処理責任者に協議した上で、当該指定廃棄物の指定を取り消すことができる。

3| 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号の二による申出書に、前項の調査の対象とした指定廃棄物の写真並びにその保管の状況を明らかにする書類及び写真を添えて、これを環境大臣に提出して行うものとする。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 前項の調査の対象とした指定廃棄物の保管の場所の名称

、所在地及び連絡先

三 前項の調査の対象とした指定廃棄物の種類、数量及び指定を受けた年月日

四 前項の調査の対象とした指定廃棄物に係る試料の採取の方法及び当該採取を行った年月日、当該試料の分析の方法及び結果並びに当該結果の得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他調査の結果に関する事項

五 申出をする者と前項の調査の対象とした指定廃棄物に係る処理責任者が異なる場合にあつては、当該処理責任者の氏名又は名称及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名

4 環境大臣は、第一項又は第二項の規定により指定廃棄物の指定を取り消すこととなつたときは、あらかじめ、その旨を次に掲げる者に通知するものとする。

一 当該指定廃棄物に係る一時保管者及び処理責任者

二 当該指定廃棄物が、指定の取消しを受けた後に一般廃棄物に該当する場合にあつては当該指定廃棄物の所在する市町村、産業廃棄物に該当する場合にあつては当該指定廃棄物の所在する都道府県又は廃棄物処理法第二十四条の第二項の規定によりその長が廃棄物処理法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を行うこととされた市（前号に掲げる者を除く。）

（特定廃棄物収集運搬基準）

第二十三条 特定廃棄物（事故由来放射性物質についての放射

（特定廃棄物収集運搬基準）

第二十三条 特定廃棄物（事故由来放射性物質についての放射

能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下であると認められる特定廃棄物（以下「基準適合特定廃棄物」という。）を除く。以下この項、次条第一項及び第二十五条第一項において同じ。）の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 (略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

(1)・(2) (略)

(3) 一時保管者であつて、当該指定廃棄物の保管の場所を変更するために当該指定廃棄物の運搬を行うもの収集又は運搬する特定廃棄物が指定廃棄物であることを証する書面、第十五条第十三号の規定による届出を行ったことを証する書面及び必要事項書面

ニ・ホ (略)

五 七 (略)

2 (略)

(土壤等の除染等の措置等の委託の基準)

能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下であると認められる特定廃棄物（以下「基準適合特定廃棄物」という。）を除く。以下この項、次条第一項及び第二十五条第一項において同じ。）の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 (略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

(1)・(2) (略)

(3) 法第十七条第二項（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者であつて、当該指定廃棄物の保管の場所を変更するために当該指定廃棄物の運搬を行うもの収集又は運搬する特定廃棄物が指定廃棄物であることを証する書面、第十五条第十三号の規定による届出を行ったことを証する書面及び必要事項書面

ニ・ホ (略)

五 七 (略)

2 (略)

(土壤等の除染等の措置等の委託の基準)

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

(1) (3) (略)

(4) 廃棄物処理法

(5) (12) (略)

ニ (略)

三 (略)

(特定廃棄物の処理を業として行うことができる者)

第六十二条 法第四十八条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 一時保管者であつて、第十五条第十三号の規定による届

出を行ったもの（当該届出書に記載した変更後の指定廃棄物の保管の場所へ当該指定廃棄物の運搬を行う場合に限る。）

(権限の委任)

第六十六条 この省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

(1) (3) (略)

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）

(5) (12) (略)

ニ (略)

三 (略)

(特定廃棄物の処理を業として行うことができる者)

第六十二条 法第四十八条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十七条第二項（法第十八条第五項において準用する

場合を含む。）の規定に基づき指定廃棄物の保管を行う者であつて、第十五条第十三号の規定による届出を行ったもの（当該届出書に記載した変更後の指定廃棄物の保管の場所へ当該指定廃棄物の運搬を行う場合に限る。）

(権限の委任)

第六十六条 この省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に

掲げるものは、地方環境事務所に委託する。

一〜四 (略)

五 第十四条の二第一項の規定による協議及び指定の取消し

、第二項の規定による申出の受理、協議及び指定の取消し並びに第四項の規定による通知

六 第十五条第十三号の規定による届出の受理

七 第三十二条第二号の規定による確認

八 第三十四条第二号の規定による確認

掲げるものは、地方環境事務所に委託する。

一〜四 (略)

五 第十五条第十三号の規定による届出の受理

六 第三十二条第二号の規定による確認

七 第三十四条第二号の規定による確認